

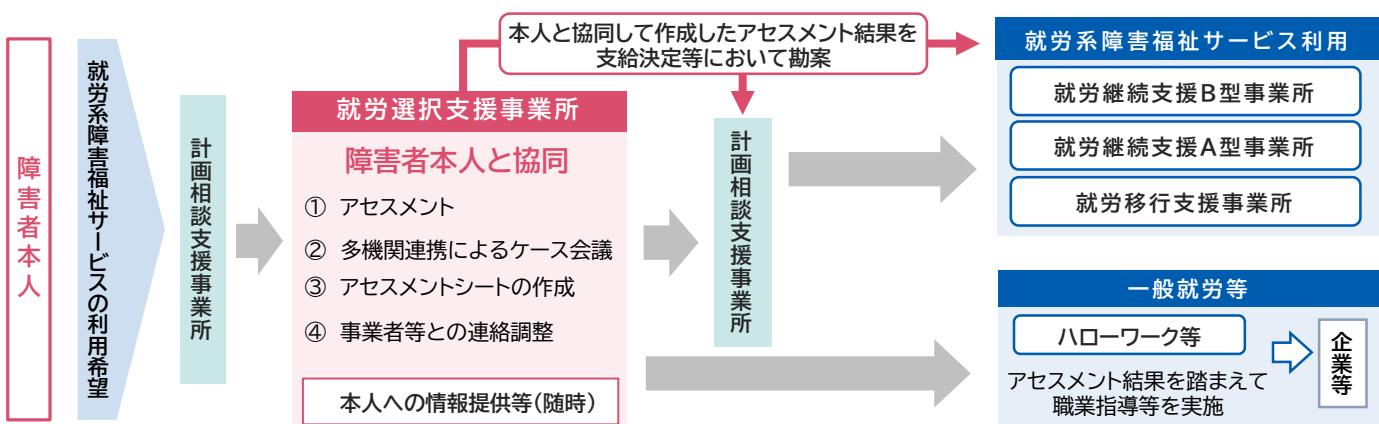
就労系障害福祉サービスを利用する皆さんへ

令和7年10月から開始される新しい就労系障害福祉サービス 「就労選択支援」のご案内

令和7年10月1日から、障害者本人が就労先や働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する「就労選択支援」が開始されます。

就労選択支援の主な内容

- ① 作業場面を活用した状況把握(アセスメント)
短期間の生産活動等を通じて、就労に関する適性等の評価や意向等を整理します
- ② 多機関連携によるケース会議
利用者や関係機関を招集して多機関によるケース会議を開催します
- ③ アセスメントシートの作成
アセスメントやケース会議を踏まえアセスメント結果を作成し、利用者や相談支援機関等に伝えます
- ④ 事業者等との連絡調整
アセスメント結果を踏まえ、関係機関等との連絡調整を行います



就労選択支援の対象者

- ・ 就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する方及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している方で利用を希望する方
 - ・ 特別支援学校等卒業後に、就労移行支援や就労継続支援の利用を検討している方
- ※ 就労選択支援の施行に伴い、令和7年10月から、就労継続支援B型は、従来の就労アセスメントに代わり「就労選択支援事業所によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者」が対象となります。→ **アセスメント対象者の判断については裏面の判断チャートをご活用ください。**
- ※ 特別支援学校等の生徒は、必要に応じて、在学中に複数回利用することも可能です。
- ※ 計画相談支援を利用中の方は必ず事前に担当の相談支援員へ利用相談をしてください。

令和7年10月以降、新たに就労継続支援B型を利用しようと考えている方
どのような就労先や働き方が自分に合っているのか迷っている方 など

自治体や相談支援事業所にご相談ください
(高槻市障がい福祉課／072-674-7164)

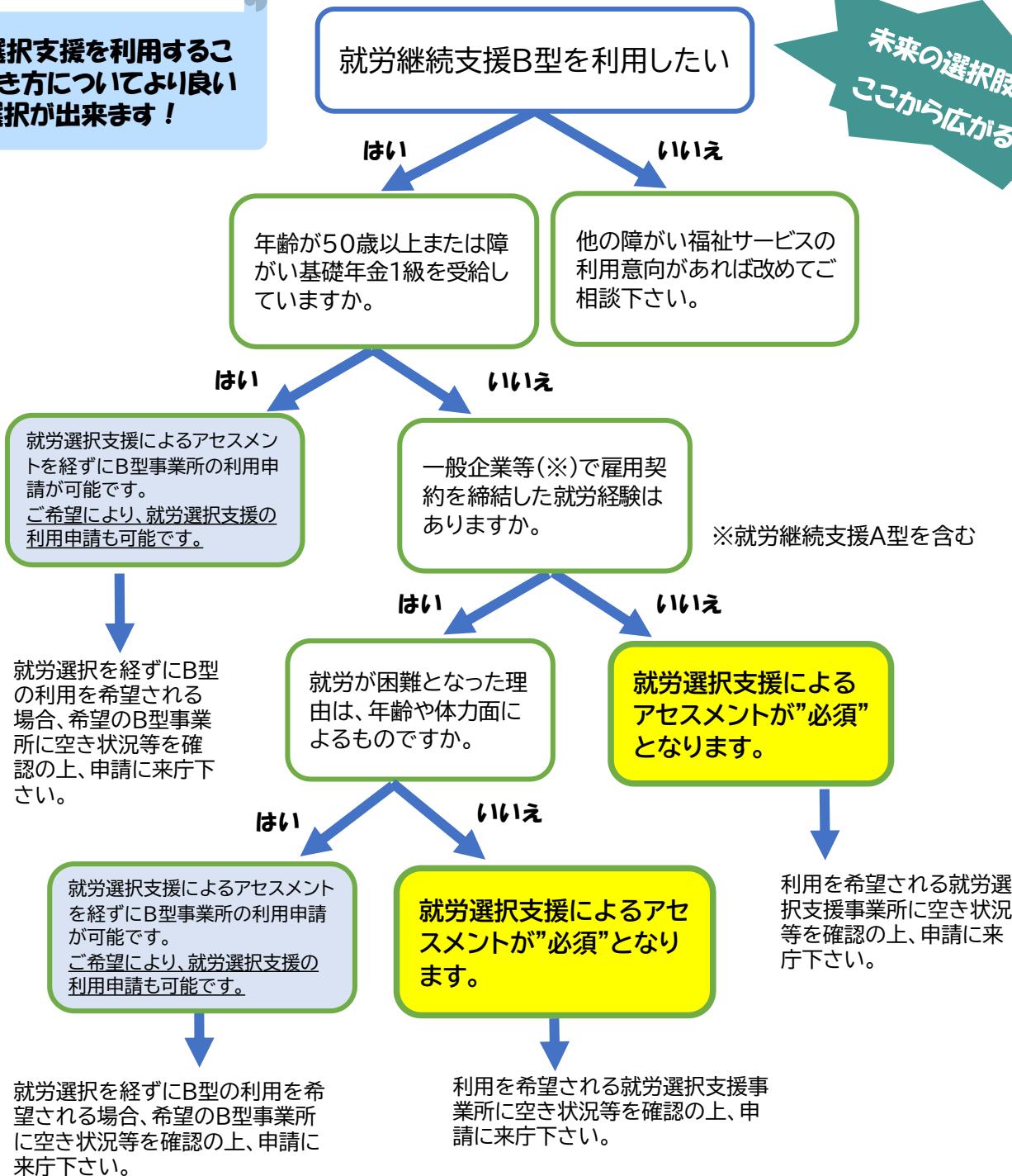
新たに就労継続支援B型の利用を検討されている方向け！

！就労選択支援！

アセスメント対象者判断チャート

就労選択支援を利用することで働き方についてより良い選択が出来ます！

未来の選択肢、ここから広がる！



サービス類型	新たに利用する意向がある障がい者	既に利用しており、支給決定の更新の意向がある障がい者
就労継続支援B型	現行の就労アセスメント対象者(下記以外の者)	令和7年10月から原則利用
	・50歳に達している者又は障がい基礎年金1級受給者 ・就労経験ありの者(就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった者)	希望に応じて利用
就労継続支援A型		令和9年4月から原則利用
就労移行支援	希望に応じて利用	令和9年4月から原則利用 ※標準利用期間を超えて更新を希望する者